

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】保険年金課

**本市の国保税の賦課割合は、所得割（応能割）と均等割（応益割）を約7:3の割合としております。税率については、国民健康保険制度の維持と税負担の公平性の観点等を考慮し、検討してまいります。**

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】保険年金課

**子どもの均等割額の廃止につきましては、法改正により、令和4年4月から未就学児に対しては5割軽減となる見込みですが、引き続き、全国市長会等を通じて、国へ要望してまいります。**

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】保険年金課

**法定外繰入については、埼玉県国民健康保険運営方針において、決算補てん等目的の一般会計繰入は解消するべき赤字と定義しております。本市の国保財政を安定的に運営していくためには、一定程度の繰入を行うことは必要と考えておりますが、国保税の軽減を目的とした繰入は、困難と考えております。**

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

##### ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください

さい。

**【回答】保険年金課**

本市においては、平成26年4月1日より、富士見市国民健康保険税減免取扱要綱を制定しております。基準としましては、現金・収入等の要件を緩和し、生活保護基準の最大1.3倍まで減免の対象を拡大しております。今後も、被保険者の事情等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】保険年金課**

2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、納税通知書や広報で広く周知していきます。

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】保険年金課**

窓口一部負担金の減免については、平成27年4月1日に富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、生活保護基準の1.2倍までの収入の方の入院医療について、減免を行うこととしております。今後も、被保険者の事情等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】保険年金課**

引き続き、他市の申請書を参考にし、より簡便にできるよう検討してまいります。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】保険年金課**

一部負担金の減免の周知については、市の広報に記載しているところです。

- (4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】収税課**

滞納者の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。

また、財産調査や納税相談等に基づき、財産がないことや生活が困窮していることが明らか

**な場合には、滞納処分の執行停止をしております。**

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】収税課**

**法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産や差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。**

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあらわれるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】収税課**

**法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押え禁止財産や差押え禁止額に留意し、差押えを行っております。**

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】収税課**

**滞納者の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。**

- (5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】保険年金課**

**被保険者証の交付については、法に則って交付しております。**

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】保険年金課**

**現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、短期証の窓口留置きはしていませんが、今後は、連絡が取れないなど、収税課で納付相談をしていただきたい方については、郵送ではなく、窓口にお越しいただくようご案内する場合があります。**

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】保険年金課**

**現在、資格証明書に該当する方はおりません。**

- (6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】保険年金課**

**2021年度も傷病手当金の支給は実施しております。恒常的な施策としては、国の動向等を注視しつつ、県、他市町村との連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。**

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】保険年金課**

**他市町村との連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。**

**(7) 国保運営協議会について**

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】保険年金課**

**富士見市国保運営協議会では、被保険者代表のうち1名を公募しております。**

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】保険年金課**

**本市の国保運営協議会については、会議開催の周知や会議の公開等を行っております。**

**(8) 保健予防事業について**

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】保険年金課**

**令和3年度より、特定健診の本人負担は無料となっております。**

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

**【回答】健康増進センター、保険年金課**

**多く医療機関において、がん検診と特定健診が同時に受診できます。**

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

**【回答】保険年金課**

**例年の取組みに加えて、受診料の本人負担を無料にし、受診率の目標達成に努めます。**

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】保険年金課**

**保健予防事業に係わらず、個人情報の取扱いには十分留意しており、今後も変わりはありません。**

ません。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

### 【回答】保険年金課

後期高齢者医療制度においては、高齢者医療を取り巻く環境や財政状況など、厳しい状況があり、それらを勘案し、法改正等が行われたものと考えております。今後においても、国の動向等を注視しつつ、後期高齢者医療広域連合や県、他市町村との連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

### 【回答】保険年金課

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、関係各課と連携をとり、実施していきます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

### 【回答】健康増進センター

埼玉県後期高齢者医療広域連合による「生活習慣病重症化予防に関する受診勧奨」について、生活習慣病の重症化を予防することを目的として後期高齢者健康診査を受診した方のうち、生活習慣病につながる因子に係る検査項目の結果が一定基準以上の方を対象として受診勧奨を実施する事業があります。文書による受診勧奨のほか、特に重症化リスクが高い方については、市町村が電話や戸別訪問といった個別の介入を行い支援しております。

また、広域連合が実施する「健康長寿歯科健診の結果を活用したフレイル対策」についても、対象者には市町村が個別に介入を行い支援しております。

本市では、令和2年度から、埼玉県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、保険年金課と健康増進センターで連携を図りながら、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組んでおります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

### 【回答】保険年金課、健康増進センター

高齢者健康診査については、令和2年度から自己負担を無料としております。人間ドックは、従来と同様に一部自己負担をお願いしております。

受診者の方に目的意識を持って受診していただくために、がん検診、歯科健診については、自己負担額を無料にする考えはございません。

## 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】健康増進センター**

**医療体制については、県の埼玉県地域医療保健計画で病院数や病床数、医療機能の分化・連携を含めた体制整備を検討しているため、病院再編・縮小を目的とする方針の撤回申し入れの予定はございません。**

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】健康増進センター**

**医療従事者への支援は、国や県で実施しております。医療体制の整備は、地域を限定して行うことは難しいと考えます**

**4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために**

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】健康増進センター**

**感染症対策については、県が主に実施しております。そのための保健所等の人員体制など、機能強化については、すでに国や県で実施しております。**

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

**【回答】健康増進センター**

**医療機関については、多数の入院や外来受診を受け入れているなど、施設ごとの状況に応じて職員に対し、定期的にPCR検査を実施していると聞いております。高齢者施設については、既存の制度を利用してPCR検査を受けることができます。**

**このほかの社会的検査を定期的に頻回に行うことは、症状のある方のPCR検査を迅速に実施することを妨げる懸念があります。また、PCR検査を実施している医療機関の多くがコロナワクチン接種を実施しており、医療機関の業務量がさらに増えることで、ワクチン接種が滞るなどの影響が考えられることから、定期的な検査を実施する予定はありません。**

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

**【回答】健康増進センター**

**症状のない方に対して大規模な検査を行うことで医療機関への影響を考慮し、検査を実施する予定はありませんが、今後の国や県、他自治体の動向を注視してまいります。**

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】健康増進センター**

本市では、市民を対象にした接種を5月10日から実施しております。徐々に体制を強化しており、現在は、集団接種会場1か所（8月2日以降は休止）の他、個別接種会場が29か所あり、6月末時点で1週間あたり約8,000回分の接種ができる体制です。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

#### 【回答】高齢者福祉課

第8期の介護保険料については、被保険者数や認定者数の増加や、それに伴う給付費の伸びを考慮し、基準額が268円増の5,412円となりました。なお、介護保険給付費準備基金から6億円を取り崩すことで、可能な限り保険料の上昇を抑制いたしました。

次期計画となる第9期の第1号被保険者介護保険料については、計画期間中に必要となる介護給付費等を慎重に推計し、保険料基準額を算出してまいります。また、これまでと同様に介護保険給付費準備基金からの繰り入れを積極的に検討し、保険料基準額の上昇の抑制に努めてまいります。

### 2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

#### 【回答】高齢者福祉課

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免実績については、認定が64件で411万6200円の減免を行い、却下が11件となっております。

令和3年度においては、現在のところ実施する予定はありませんが、生活に困窮されている方に関しましては、個別に事情を伺い、生活困窮減免等の従来の減免制度で対応してまいります。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

#### 【回答】高齢者福祉課

令和3年度の介護保険料においては、消費税の増税分を財源とする低所得者保険料軽減を強化し、保険料段階が第1段階の方については、年間保険料額を32,400円から19,400円へ、第2段階の方については、45,400円から32,400円へ、第3段階の方については、48,700円から45,400円へ軽減してまいります。

また、富士見市介護保険料減免基準に基づき、災害やその他特別な事情による収入の激減などにより、突発的に負担能力が低下した方や、生活が著しく困窮している方を対象とし、介護保険料の減免を継続してまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

**【回答】高齢者福祉課**

在宅サービスでは、要介護度に応じて区分支給限度額が決められており、上限を超えた分は全額利用者の負担となります。様々な事情により、区分支給限度額を超えて、サービス利用をしている方がいることは認識しておりますが、介護保険制度の趣旨を鑑み、超過分の助成は困難であると考えております。引き続き、個別ケースごとに事情を伺うなど、適切な対応に努めてまいります。

なお、この区分支給限度額は、施設サービスを利用する場合には適用されません。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

**【回答】高齢者福祉課**

令和2年度当初の実績において、負担割合証を交付した4,578人のうち、2割負担者は253人(5.5%)、3割負担者は184人(4.0%)となっております。2割負担や3割負担の方であっても、一定金額以上自己負担した場合に、利用者負担額が返還される高額介護サービス費の制度により、費用負担が2倍(3倍)にならないようになっております。

なお、窓口等において、費用負担についての相談があった場合には、ケアマネージャーなども連携し、個別に対応してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

**【回答】高齢者福祉課**

令和3年8月から、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担を軽減する、特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)の要件が変更となり、一定以上の収入や預貯金がある方の負担限度額が上昇します。これは、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、負担能力に応じた負担を求めるため見直されたものです。既存の対象施設に対して、こうした見直しがあったことから、現在対象施設となっていない小規模多機能型居宅介護やグループホームについて、新たに助成対象とすることは困難であると認識しております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

**【回答】高齢者福祉課**

1度目の緊急事態宣言期間中だった令和2年4月と5月について、特に通所介護サービスにおいて、利用者の減少が見られました。しかし、令和2年6月以降は、各サービスとも前年同月を上回る利用で推移いたしました。結果として、令和2年度の給付費の決算額は、令和元年度を約1億7千万円上回っていることから、利用控えによる市内介護事業所への経営上の影響



は限定的であったものと認識しております。

なお、全体のサービス利用者が増加していることや、これまでに、経営上の観点からの相談を受けたことがないことから、当面は財政支援などの特別な対策を行うのではなく、今後の状況に注視してまいりたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】高齢者福祉課

マスクや使い捨て手袋、消毒液については、昨年度から数回にわたり国や県が一括購入したもののや、寄付としていただいた物品を各介護事業所に対して配布しております。また、今年度は、ニーズの高いプラスチックガウン等の必要な物品を、地方創生臨時交付金を活用して市で購入し、訪問介護（ヘルパー）事業所等の介護事業所に対して配布してまいります。

介護が必要な高齢者の生活を支えるためには、介護サービスの継続的な提供が不可欠ですので、引き続き感染防止対策の一層の徹底を介護事業所をお願いするとともに、クラスターが発生するなど有事の際にマスクや衛生材料などの不足が生じた事業所に対しては、市で備蓄する物品を早期に提供して活用していただく等、必要な対策を講じてまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】健康増進センター、高齢者福祉課

施設に入所されている方や、入所施設の従事者に対するワクチン接種については、準備が整った施設から順次接種を開始しております。通所サービスも含めた各事業所の従事者については、メールやホームページで案内し、順次申込みを受け付けております。

なお、通所サービス利用者に対しては、事業所内での接種が困難であるため、一般の高齢者の方と同じ様に、ご予約の上、接種をお願いしております。

介護事業所従事者に対するPCR検査につきましては、現在、埼玉県の制度として月に2回の検査を無料で受けることができます。また、日本財団においても、月4回（毎週）の検査を無料で実施しております。市内の多くの事業所が、どちらかの制度を利用して、定期的な検査を実施していることから、市での定期的な検査の実施は考えておりません。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】高齢者福祉課

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの介護基盤の整備については、高齢者保健福祉計画に基づき、計画的に整備を進めており、第8期計画期間中に広域型の特別養護老人ホームの整備を進める方向で、県や関係機関と調整を行っていく予定です。しかしながら、施設の増設は、待機者の減少につながるものの、保険料の上昇にもつながることから、今後も、中長期的な視点に立ち、計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、小規模多機能型居宅介護については、市内の4事業所とも、登録定員に空きがあることから、利用者のサービス利用に支障はないものと認識しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

**【回答】高齢者福祉課**

現在、地域包括支援センターの職員配置については、条例で定められた基準に従い配置しておりますが、支援が必要となることが多い後期高齢者の方の増加や、相談内容の複雑化等の状況を考慮していく必要があります。そのため、今後も適正な職員配置となるよう検討し、体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】障がい福祉課**

埼玉県障害者支援課で配布事業が実施され、事業所への配布を市町村が実施いたしました。現状では、マスクなどが不足しているという状況は伺っておりませんので、現在のところ、市単独で実施する予定はございません。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】障がい福祉課**

PCR検査については、医療機関への影響を考慮し、実施は考えておりません。

また、コロナ発生時の対応、体制確保は、埼玉県の保健所の判断を仰ぎながら、対応をすることとなっております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

**【回答】障がい福祉課**

職員不足のみならず、社会福祉の専門家を目指す学生も減少していると伺っております。福祉業界のみならず、働き手の不足というのは全国的に起こっているものと認識しております。そのような中で、市として何が有効か検討するため、事業所の施設長や、大学の先生、ハローワークの職員の方々に構成する富士見市障害者施策推進協議会において、問題提起してまいりたいと考えております。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】健康増進センター**

障がい者手帳をお持ちの方のワクチン接種については、一般の方よりも早く接種予約ができるようにしております。

障がい者の入所施設については、施設内での巡回接種を予定しております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

**【回答】障がい福祉課**

これまで、富士見市障害者施策推進協議会で検討し、令和3年3月に地域生活支援拠点事業を開始しており、富士見市障がい者基幹相談支援センターをコーディネート役とし、面的整備を行っているところです。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】障がい福祉課**

既存の施設を利用して面的整備を推進しておりますので、現在、そのための施設整備は検討しておりません。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】障がい福祉課**

これまでどおり、当事者が出席している協議会にも報告を行い、意見を伺いながら協議を進めてまいります。

### 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

**【回答】障がい福祉課**

第5期富士見市障がい者支援計画において、令和5年度末に84人（令和3年度70人見込み）の利用者を見込んでおります。

グループホーム設置は民間事業者、設置認可は埼玉県となっておりますが、設置希望がこれまでもあり、現在もあるところですので、順調に施設数は伸びていると考えております。

今後も、どのような利用希望者がいるか、どのような施設を望んでいるか、設定事業者へ助言をしてまいりたいと考えております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】障がい福祉課**

親なきあとを考え、富士見市地域生活支援拠点事業を開始いたしました。今後も、障がい者基幹相談支援センターなど、関係諸機関と連携し、これまでと同様に緊急時の対応・緊急に至らないようにするための支援を実施してまいります。

(3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

**【回答】障がい福祉課**

全てのケースを把握しているものではないですが、介護者の高齢化に伴い、帰省が困難なケースや、帰省により不安定になるケースについては、事業所から報告等があります。障害者総合支援法に基づく給付費での対応はできませんが、地域生活支援事業いわゆる市町村事業の移動支援や、日中一時支援については、ケースの状況に応じて利用可能となっております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】障がい福祉課**

身体障害者手帳等の所持者の高齢化が急速に進行する中、対象者及び助成額が大幅に増加していることから、本制度を維持していくために、県に準じて実施をするものです。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】障がい福祉課**

重度心身障害者医療費の現物給付については、利用者の利便性の向上、償還払いで生じた窓口対応等の事務が解消されることから、埼玉県では、福祉3医療の未就学児の県内受診分について、現物給付化を進めているところであり、本市においても検討中です。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】障がい福祉課**

限られた予算の中で、本制度を維持していくために、埼玉県補助要綱に合わせて実施していることから、制度を拡充することについては、現時点では、難しいものと考えております。

(4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】障がい福祉課**

これまで同様、当事者からの相談があった際は、支援します。医療機関については、機会があれば、県へ要望します。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】障がい福祉課  
実施しております。**

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】障がい福祉課  
令和2年度においては、2,885,575円です。**

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】障がい福祉課  
埼玉県の補助金額が増えることはなく、限られた予算の中で制度を維持していくために、利用時間の拡大は困難と考えます。**

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】障がい福祉課  
埼玉県の基準では、成人障害者への利用料軽減策が設定されていないことから、独自での軽減策は困難と考えます。**

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】障がい福祉課  
補助額の増額や低所得者も利用できるよう、機会を捉えて要望を行います。**

## 6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】障がい福祉課  
福祉タクシー利用助成事業については、県内全域のタクシー事業者で利用ができるよう、埼玉県が事務局となり、福祉タクシー運営協議会において、県内各自治体における取り扱いを概ね統一したうえで、初乗り運賃相当額を助成対象とし、1回の乗車につき1枚利用とする方式を採用しております。よって、本市のみ100円券（補助券）を発行することは、困難と考えます。**

**なお、本市としては、初乗り料金の改定を受け、令和2年度から配布枚数は増やしております。**

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは

導入しないようにしてください。

**【回答】障がい福祉課**

身体障害者手帳および療育手帳並びに精神保健福祉手帳の所持者の方が対象です。また、介護者付き添いや介護者運転についても、支給対象としております。

なお、現時点で、所得制限と年齢制限を導入する予定はありません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】障がい福祉課**

地域間格差の是正については、埼玉県福祉タクシー運営協議会などで協議しております。補助金については、機会を捉えて県に要望してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】福祉政策課**

避難行動要支援者名簿の枠については、富士見市地域防災計画で規定されております。

また、避難経路等については、各自が事前に確認を進めております。

避難場所のバリアフリーについては、各施設におきまして対策を講じているところですが、引き続き、確認をしてまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】危機管理課**

直接福祉避難所に避難すると、施設の受け入れ体制等によっては、受け入れができない場合が生じてしまいます。このことから、災害時の避難については、まずは最寄りの指定避難所に避難していただき、通常の避難所では生活が難しい方がいらっしゃった場合に、災害対策本部が福祉避難所施設と連携し、収容可能人数等を確認したうえで福祉避難所を開設します。

避難所において、福祉的措置が必要な方については、通われている福祉施設やケアマネージャー、ご家族等と相談いただき、ご自身でも避難計画を検討していただきたいと考えております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】危機管理課**

市の災害用備蓄は、想定避難者数分と想定帰宅困難者数分を備蓄しており、市民の皆様に対しても、3日分程度の備蓄をお願いしているところです。

自宅や車中等で避難する方については、ご自身での備蓄食料や自主防災組織での備蓄等により、対応していただくほか、市としましても、他自治体や民間企業と締結している災害支援協定等を活用し、支援等を要請してまいりたいと考えております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】福祉政策課**

**災害基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行っておりますので、名簿の取り扱いについても、同法の規定に基づき、行ってまいります。**

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】危機管理課、健康増進センター**

**令和3年度からの組織改正により、自然災害や感染症等のあらゆる危機的事案に対し、これまで以上に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理監を専属で設置するとともに、危機管理課を新設しました。**

**市としての具体的な対応方針や意思決定を行う際には、災害時においては、災害対策本部、現在のような新型コロナウイルス感染症感染拡大時においては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、全庁的に連携を図りながら、対応を検討しております。**

**また、保健所は、地域保健法により、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として情報を集約し、対策を講じております。保健所は、その機能を十分担っていると考えますので、特に県や国へ働きかける予定はございません。**

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

**【回答】障がい福祉課**

**コロナ禍において、新設事業はありますが、削減および廃止事業はありません。**

**4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について**

**【保育】**

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れな待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

**【回答】保育課**

**本市における令和3年4月1日現在の入所保留通知を発送している児童数は、115人です。**

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】保育課**

本市の認可保育施設における令和3年4月1日現在の年齢別の受け入れ児童総数は、次のとおりです。（単位：人）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
166	371	417	395	397	386	2,132

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】保育課**

待機児童対策としましては、これまで、認可保育所や小規模保育施設の新設をはじめ、認定こども園に移行する幼稚園による低年齢児保育所の開設、認可保育所の増改築等の施設整備を行っております。今後も、認可保育所を含めた保育施設整備を検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】保育課**

保育施設における障害児の受け入れについては、障害児保育を実施する保育施設において、集団保育が適切に実施できる範囲で実施しております。引き続き、各保育施設に対して障害児保育の実施への協力を求めていきます。

なお、障害児保育に関する県補助金に市独自で上乗せを行い、障害児1人当たり月額6万円の補助を行っております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】保育課**

現時点では、そのような計画がありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

**【回答】保育課**

新型コロナウイルス感染症防止については、密を避けるとともに、手洗い・消毒・換気等の感染症予防対策を実施しております。

また、市では質の高い保育を提供するため、子どもの人数に対する保育士等の人数について、国の基準を上回る配置をしております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】保育課**



保育士の処遇改善については、国でも実施しております。市としても、独自で民間保育園に対し、保育士職等給与調整事業補助金（正規職員18,000円/月、臨時職員9,000円/月）や、職員処遇改善事業補助金（35,000円/年）といった補助を継続実施することで保育士の処遇改善に取り組んでおります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】保育課**

副食費については、国の制度により、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降については免除されております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】保育課**

認可外保育施設に対しては、毎年児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施し、また、その際に研修受講についても指導を行っています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

**【回答】保育課**

現在、保育所の統廃合等の予定はありません。

育児休業取得に係る上の子の取り扱いについては、条件付きで、引き続き在籍を認めており、取り扱いを変更する予定はありません。

**【学童】**

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】保育課**

本市の放課後児童クラブの利用定員は、各クラブともに40人以下に設定し、必要な職員数を配置して運営しております。

また、入室児童数が多く、既存施設だけでは手狭になる場合には、体育館や特別教室などを借用し、児童の生活スペースを確保するとともに、移動に必要な職員を増員配置することで、

**児童の安全を図っております。**

**今後の施設整備については、将来の児童数や財政状況等を考慮の上、検討してまいります。**

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】保育課**

**放課後児童支援員及び補助員の処遇については、国・県の交付金を活用して平成26年度から補助事業を実施しており、令和元年度から常勤職員については、前年度比3000円増の月額25,000円、臨時職員については、同1,000円増の月額6,000円の上乗せを実施しております。**

**職員数については、「支援の単位」ごとに国の基準を上回る数の職員を配置し、子どもたちの安全・安心な生活を確保しております。また、指定管理者の提案に基づき、市内の放課後児童クラブに南北2ブロック体制を敷き、それぞれにブロック副管理者を置くことで、効率的な管理運営を行っております。**

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】保育課**

**県単独事業のため、市として関与できませんが、今後も、運営に必要な経費は国・県の補助金を活用し、指定管理料に反映させてまいりたいと考えております。**

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答】子育て支援課**

**本市では、平成22年10月診療分より、入院・通院ともに中学校3年生のお子さんまで、医療費の無料化を実施してまいりました。さらに、平成24年10月診療分からは、富士見市・ふじみ野市・三芳町の医療機関で受診した際の窓口払いを廃止し、受診し易い環境を整え、子どもの健康増進と保護者の経済的負担の軽減を図っております。現時点では、18歳まで拡大する予定はありません。**

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】子育て支援課**

**事業実施に係る県からの補助対象年齢は就学前までとなっており、市の財政負担が大きくな**

っていることから、県に対して補助の引き上げを要望しております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

#### 【回答】福祉政策課

「しおり」を福祉課窓口置き、どなたでも手に取れるようにし、必要な方には生活保護制度について誤解のないよう丁寧な説明を行っております。また、市ホームページで厚労省ホームページとリンクしているほか、市民便利帳においても周知を図っております。今後も、内容を随時精査し、より分かりやすい内容となるよう努めてまいります。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

#### 【回答】福祉政策課

生活保護制度は、法定受託事務であるため、国県の指針に従い、一律的な対応をすることが求められております。現行では、「生活歴等から明らかに扶養ができないか、却って自立を阻害することとなる者」について、「扶養義務履行が期待できない場合」として直接の照会を不要とすることができます。

本市では、個々の複雑な事情を勘案して自立助長を阻害しないよう、慎重かつ国・県の求める必要な調査について、適正に行っております。

### 3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

#### 【回答】福祉政策課

保護変更決定通知書の内容が複雑な場合や本人から要望を受けた場合等は、適宜丁寧に説明しております。今後も、可能な限り本人に寄り添った対応を継続してまいります。

### 4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答】福祉政策課**

現在、ケースワーカーは全員の有資格者であり、かつ、その人数は国の示す標準数を確保しております。また、内外部の研修機会についても、業務に支障をきたさない範囲で十分に確保しております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答】福祉政策課**

国からの通知のとおり、可能な限り本人の希望に沿った支援をしております。ただし、火の元の管理ができないことや、近隣住民に重大な迷惑をかける行為が継続しているなど、居宅生活が認められる者の判断の視点として迷う事態が想定されるときには、必要に応じて調査をしながら個別的な検討による支援をしていきます。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

**【回答】福祉政策課**

生活困窮者自立支援事業については、平成27年度より実施している相談支援事業及び学習支援事業の相談利用数は順調に推移しており、生活に困窮された方が相談しやすい窓口として機能し、必要な方を生活保護申請につなげる役割も果たしていただいております。

補足率については、数値的な把握は困難ですが、保護が必要な方は保護申請につながるよう、他機関他部署と連携をとり、引き続き、制度の適正な運用に努めてまいります。